

論 説

地域的不均等と内発的発展

重 森 暁

はじめに

近年、地域の「内発的発展」ということが、地域開発の新しい手法としてクローズ・アップされてきた。この内発的発展とは、①外来的開発とちがって、外部の企業とくに大企業に依存せず、住民自らの創意工夫と努力によって産業を振興すること、②地域内需給に重点をおいて、全国市場や海外市場の開拓を最初からめざさないこと、③個人の営業の改善からはじまって、全体の地域産業の改善へすすみ、地域内産業連関の創造やコミュニティづくりを重視すること、などをその特徴としている⁽¹⁾。これは、北海道の中札内村・池田町、長野県の八千穂村・南牧村、大分県の湯布院町・大山町・大宜味村などの経験をふまえて、宮本憲一教授が提唱したものである。そして、この考え方は、各地に大きな影響を与えつつある。たとえば、大阪南部の泉州地域におけるまちづくりを研究した南大阪研究会編『地域を創る』（1982年、学芸出版社）の副題は、「南大阪の内発的発展をめざして」となっていて、内発的発展論が明らかにその理論的支柱となっている。また、この内発的発展論の源流の一つとなった大分県の内貴滋企画総室地域振興課長は、大分県における「一村一品運動」を紹介しつつ、今後の「政策戦略の基本方向」として、均衡ある発展、内発的振興、地域視点の3つをあげ、次のように述べている。「『地域』という住民共通の基盤を基礎として、地域住民が一体となって知恵を出しあい創意工夫をこらし、地域の資源を最大限に活用して、地道に、しかし着実に地域経済の振興を図り魅力ある地域社会を創造することが必要である」⁽²⁾と。

ところで、この「内発的発展」の発想は、いまや換骨奪胎されて政府の地域開発政策のなかにとりこまれようとしている。たとえば、四全総の策定にむけて三全総フォローアップ作業をおこなっている国土審議会調査部会の経済社会フレーム専門委員会報告には『定住構想と地域の自立的発展』という表題がつけられ、今後の地域開発政策の基本方向が次のように述べられている。「今後の定住構想の推進においては、以上のような情勢変化と問題に対応し、さらに21世紀にむかって、高齢化の加速、国際化、情報化、サービス経済化、社会のアノミー化等の進展を踏まえ、活力があり安全で快適な地域づくりにむけて、地域の自立的発展を図っていくことが不可欠である⁽³⁾」（傍点引用者）と。もちろん、この地域の自立的発展論には、①地域間競争の展開、②地域間の機能分担、③国土資源の総合的有効利用、④民間活力の導入などを重点にするという、われわれのただちに肯定しがたい問題点がふくまれている。だが、「すでに、いくつかの地域では計画的なまちづくり・むらづくり、地域経済の活性化への主体的な取り組みがみられる。国はこうした芽を育て、地域の自立的発展の仕組みを検討するとともに、国上の均衡ある発展にむけて新たな全国総合開発計画を策定することが期待される⁽⁴⁾」という表現にみられるように、政府の今後の地域開発政策が、各地域でおこなわれている内発的発展の試みをとりこみ、再編成するかたちで展開されようとしていることは確かである。素材供給型の重化学工業を地域に配置していくという「高度経済成長」期における国家主導型の拠点開発方式＝巨大開発方式が終焉を告げ、内発的地域発展、あるいは自立的地域発展をどうはるかかということが今後の地域政策の基本問題になろうとしているのである。いわば、「内発的発展をめぐる二つの道」⁽⁵⁾の争いが地域政策の帰趨を決するという段階が訪れているといっていよいであろう。

このような段階において、われわれは、一方で内発的発展の具体的事例の発掘、研究、開拓をおこなうとともに、他方で内発的発展の可能性、意義、限界などについての理論的検討を早急にしておくことをせまられている。このような検討は、後述のように、すでに成瀬龍夫氏などによって始められているが⁽⁶⁾、私はここで、この内発的地域発展論をいわゆる「地域不均等論」との関

連で検討することにしたい。いうまでもなく、地域的不平等論は戦後のわが国における地方財政論や地域経済論の理論的支柱となってきた。その地域的不平等論の枠組みのなかで内発的地域發展論はどのような位置づけをあたえられるのであろうか、また内発的地域發展をめぐる二つの道の対抗はどのように展開するのであろうか、これらを検討することが本稿の課題である。

だが、地域的不平等論については、その理論的有効性を疑問視する経済地理学の立場からの批判が、夙に矢田俊文氏によっておこなわれてきた。われわれは、まずこの「批判」の再検討から始めよう。

I 地域的不平等論と地域構造論

矢田俊文氏の地域的不平等論にたいする批判は、論文「地域的不平等論批判」(『一橋論叢』第79巻第1号, 1978年)において最もまとまったかたちで、そして最も痛烈に展開されている。

そこで矢田氏は、主として島恭彦・宮本憲一など「地方財政学者」の見解をとりあげ、次のように批判した。国民経済内部の地域的不平等論の第一の問題は、「不平等を比較すべき『地域』の単位がまことにあいまいなことであり、第二の問題は、「不平等を検証するさいの指標がきわめて任意に選定されていることである」。そして、これらの問題は、「地域的不平等の最も根本的な問題から派生する」のであって、それは、「資本主義の成立によって国民経済が確立して以来、基本的には国民経済が一つの『有機体』をなしているのであって、いかなる意味でも国民経済とアナロジカルな『地域』なるものは存在しえない」にもかかわらず、地域的不平等論がそのような「地域」の存在を想定していることにある。「一つの『有機体』たる国民経済を任意に地域区分して、任意の諸指標によって、その不平等性を問題にすることは、あたかも人体を頭・胴・手・足などに区分して、骨格・筋肉・血液・神経の分布の不平等性を論じることと同様、それ自体意味のあることとは思われない。地域的不平等性を批判することは、その論理的裏返しとして経済諸指標の『地域的均等性』

を主張することを含んでいるからである」。とくに、「都道府県や市町村を、単なる検証の手段ではなく、明確に『地域』の単位としてとらえ、経済諸指標の不均等性を云々するならば、論理必然的に地方自治体単位に諸部門・諸機能をそろえた『自立経済』を要求することになる。これは、地域的分業を否定したアナクロニズムといっても過言ではないであろう」というわけである。

ここには、地域的不均等論の理論的有效性についての、ほとんど全面的といってよい否定の立場がみられる。この地域不均等論の否定の上で、矢田氏は、「むしろ立地・配置論を前面にだした国民経済の地域的編成ないし地域構造を研究対象とすることによって（地域経済論の）地平が開けてくるであろう」として、独自の「地域構造論」を展開してゆくのである⁽⁷⁾。

だが、その後の氏の論文のなかには微妙な主張の変化があらわれている。たとえば、「地域経済論における二つの視角」（『経済志林』第48巻第4号、1981年）においては、氏が「地域的視角」学派と名づける中村剛治郎、野原光、清成忠男などの諸見解、および「国民経済的視角」学派たる日山宏、竹内正己、川島哲郎などの諸見解を検討した上で、この二つの視角の統一を問題にしている。すなわち、「『地域』からの、ないしは下からの『地域経済論』と、「『国民経済』からの、ないしは上からの『地域経済論』という、地域経済を把握するにあたっての二つの視角は、どのようにして統一することが可能であるか」という問いが發せられているのである。そして、矢田氏は、この論文の最後で次のように述べている。

「真の意味での両視角の統一は、資本主義社会における地域構造の形成の論理の解明を相対的に独自の課題とし、これを論理的に解明するとともに、『地域問題』を真に解決するという立場から地域住民運動とともにこうした地域構造の変革の方向を模索し、個々の地域経済の再建もこれとの関連で追求していくことであろう」⁽⁸⁾と。

ここでは、やはり「国民経済の地域構造の形成論理」の解明を優先させようとする基本姿勢が貫かれているとはいえ、「個々の地域経済の再建」といった問題が明確に視野のうちに入れられている。先の論文「地域的不均等論批判」

では、国民経済内部の「地域」の存在、「地域的均等性」の主張、地域的な「自立経済」の要求などをことごとく否定しているかのように見えたことにくらべると、一段と態度が変化しているといわなければならない。

さらに、最近の論文「産業配置と地域構造・序説——経済地理学の体系化プラン——」（『経済地理学年報』第28巻第2号、1982年）では一層の理論的深化がみられ、事実上地域的不均等論を容認するような展開があらわれてくる。

氏は、ここで、例によって、経済地理学を構成する4分野、すなわち産業配置、地域経済、国土利用、地域政策をあげ⁽⁹⁾、まず産業配置論の検討からはじめている。

産業配置論の結論部分のみを引用しておくと、

「全体としての産業配置なるものは、独占的企業の掌握する戦略的重化学工業部門の配置＝太平洋ベルト地帯を基軸とする物質的財貨の生産・流通・輸送部門の配置体系（地域的分業体系）を一方の柱とし、国家機構・独占企業集団の管理機構の拠点＝首都を頂点とする都市のネット・ワークを他方の柱とし、その両者を統一したものとして把握することができるであろう」⁽¹⁰⁾というものである。

ところで、この論文で最も光彩を放っており、また注目すべき部分は、経済地理学の伝統的な2つの「地域」カテゴリーを用いて「等質地域＝産業地域」と「機能地域＝経済圏」とを析出し、この産業地域と経済圏がたえず不整合な関係にあり、両者の一致した真の意味での「経済地域」が実現していないところに、現代資本主義のつくりだす地域構造の基本矛盾がある、としたところである。

ここで、等質地域＝産業地域とは、生産過程の立地の結果、「ほぼ同一ないし同種の部門や機能の立地がある一定の空間的範囲のなかで卓越」した地域のことを指すが、氏は、「こうした『等質地域』区分は、地域間不均衡、地域間格差の形成機構を考える場合に重要となる」⁽¹¹⁾と主張する。なぜなら、①重化学工業地帯や巨大都市圏のイニシアティブのもとでの農林漁業地帯の「従属的」地位、②部門間の価値収奪の地域的投影としての価値の地域的移動、③巨

大都市における多くの事項についての最終的意志決定，④巨大都市による所得や資金の集中と再配分，⑤巨大都市へのマスコミ，教育，研究，芸術，文化機関の集中などを通じて完成されてゆく『都市と農村の対立』という表現に象徴される地域間格差，地域間対立^{〔12〕}を分析するにあいに，この等質地域的発想にもとづく産業地域区分は明らかに有効性をもつからである。ここでは「地域的不均等」という用語が注意深く避けられてはいるが，明らかに等質地域概念による地域的不均等の分析がおこなわれている。すくなくとも，「国民経済の内部において，あれこれの諸指標によって地域的不均等を検証することの無意味性」^{〔13〕}を，今日においても矢田氏が主張しているといいがたいことだけはたしかである。

機能地域＝経済圏とは，「消費財やサービスの地域的循環，所得・資金の地域的循環，労働力の地域的循環のなかでつくりあげられる」^{〔14〕}ところの「一定の機能的統一をもつ地域」である。氏によれば，「これらの多様な『機能地域』の重層的編成がまったく別個に形成されているわけではなく，東・(中)・西日本——北海道・東北・関東・中部・北陸・関西・中国・四国・九州などのブロック圏域——都府県域——県内の地方都市圏域——市町村域といった重層的な地域編成といずれの『機能地域』もほぼ対応している」^{〔15〕}。そして氏は，これらの複合的な「機能地域」を総合的機能地域，すなわち経済圏として把握するのである。このような複合的＝総合的機能地域としての経済圏の形成が，行政機構，企業の中枢管理機構，金融・商業機構，交通・通信機構などの配置に対応して成熟していくものだとすれば，それが東・西日本，各地方圏域，都府県域，地方都市圏域，市町村圏域といった編成とほぼ一致してくるのはいわば当然のことである。まして，わが国において，市町村が2度にわたる画一的合併によって激しい変動を遂げてきたのにたいして，都府県は1890（明治23）年の府県制の施行以来ほぼ1世紀にわたってほとんど同一の行政区域として存続しつづけてきたことを考慮にいれるならば，こうした経済圏の重層的構造のなかで都府県が一つの軸点的役割を与えられることになっても決して不思議ではない。機能的な地域＝経済圏を基準とした地域比較，地域的不均等の検証がおこな

われるばあいしばしば都府県がその範囲として設定されてきたが、そのことはあなたがち「恣意的」とばかりは言えないように思われる。「まして県や都道府や市町村が『地域』間の不均等を論じるさいの単位とはなりえない」⁽¹⁶⁾などは決していえない。

さて、矢田氏は、つぎに、この等質地域＝産業地域と機能地域＝経済圏の関係を論じて、次のように結論する。

「現代資本主義のもとでは、資本主義的経営の論理のなかで個別の産業配置がなされ、その総体として、一方で『産業地域』が不均衡的に形成され、他方でこれとは別個に経済圏が重層的に編成され、両者が不整合となり、真の意味の経済地域が成立しなくなってしまう」⁽¹⁷⁾と。

ここで「経済地域」とは「産業地域」と経済圏が整合した総合的な地域のことであるが、そのような「経済地域」の確立をもとめる自己の主張は、川島哲郎氏の「経済構造の平準化」論と同じであると矢田氏は述べている。矢田氏の要約によると、川島氏は、「①労働力の地域間移動なしに就業機会の均等を確保する、②産業の盛衰や交替、景気の変動からくる地域経済への影響を緩和する、③国内資源とくに水・土地などを有効に利用する、④消費生活の平等を保証する、⑤公害や自然環境の損壊・喪失など犠牲負担を平等化する」⁽¹⁸⁾などの方策によって地域間の経済構造を平準化することを説く。だが、こうした主張こそ、かつて矢田氏が痛烈に批判してやまなかったところの「地域的不平等性批判の論理的裏返しとしての経済諸指標の地域的均等性の主張」にはかならないのではないだろうか。おそらく矢田氏の真意は、地域的不平等の裏返しとして地域の均等性を主張するなどといったことにあるのではなくて、産業地域と経済圏の一致を産業再配置を通じて実現し、真の経済地域を確立することにあるというのであろう。たとえば、この論文の最後で氏は「あるべき地域構造」の輪郭についてふれ、6つの諸点を挙げたなかで、おそらくその核心部分にあたる主張として次のように述べている。

「第2に、『産業地域』と経済圏を可能なかぎり一致させ、真の意味での重層的な経済地域を確立する。これによって、経済圏内部の地域内循環が形成

され、有機的な産業連関が作りあげられる。(中略)その際、とくに必要なのは機械工業を中心とする重化学工業の各経済圏への均等配置である」⁽¹⁹⁾と。(傍点引用者)

後でもみるように、矢田氏の主張するところの、産業地域と経済圏の整合による経済地域の確立という発想には十分に検討すべき内容がふくまれている。しかし、そこには、立地・配置論を基軸にすえた国民経済的視点からの「地域構造論」の限界が如実に示されてもいる。なぜなら、機械工業を中心とする重化学工業の各経済圏への均等配置というばあい、それが「高度経済成長」期のわが国の地域開発にみられたように「外来」型でおこなわれるのか、それとも「内発的地域発展」の延長線上に位置づけられるのかでは決定的な相違があるが、矢田氏の立場はその点がきわめて不明確だからである。

しかし、いまや矢田氏がここにいたって、「産業地域間の不均衡・格差、対立こそが経済圏間の平準化を阻害し、他方で重層的な経済圏を媒介とした財・サービス、所得・資金、労働力の地域的移動が産業地域間の不均衡・格差・対立を拡大している」⁽²⁰⁾といった表現で、事実上諸地域間の格差・対立・不均衡としての地域的不均等を容認するに至っていることは評価しておいてよいことである。古典派的地域均衡論に陥るのでないかぎり、現代資本主義における地域問題の発生を否定するのでないかぎり、なんらかの意味で個々の地域経済の再建といったことを問題とするかぎり、けだしこれは当然のことである。国民経済的視角からの地域経済論と地域的視角からの地域経済論との統一を媒介するものこそこの地域的不均等論にほかならないからである。

だが、地域的不均等や地域的不均衡を認めるかどうかそれ自体が問題なのではない。問題は、地域的不均等とは何か、地域的不均等のひきおこす地域問題とは何か、その地域問題の解決策は何か、をどのように理解するかにある。

II 地域的不均等論の意義

現代資本主義における地域研究にとって、地域的不均等論はいかなる意義と

有効性をもつのであろうか。われわれは、このことを、以下、地域的不平等とは何か、地域的不平等はどのような地域問題をひきおこすのか、その地域問題の解決策は何か、などを検討することを通じて解明することにしよう。

(1) 地域的不平等と「都市と農村の対立」

地域的不平等論の意義は、まずなによりも、国民経済の内部における地域間の支配と従属の関係を明らかにすることにある。「地域間の支配と従属の関係は地域的不平等發展の最も重要な側面」⁽²¹⁾なのである。地域的不平等論にとっては、人口・生産・交通、所得・資金・財政などの地域間の格差や不平等それ自体が問題なのではない。ましてやすべての地域においてこれらの諸要素を均等に配分するといったことを問題にしているのでもない。問題は、このような格差や不平等の現象の背後にある「独占資本の支配を基礎とする地域的支配と従属関係」⁽²²⁾を明らかにすることにあつたのである。したがって、地域的不平等の問題は、「独占資本主義の経済の問題であると同時に、国家財政と地方財政とに支えられた政治の問題でもある」⁽²³⁾。それは政治的中央集権と地方自治の問題に密接に関連している。経済地理学者たちは、しばしばこの点を忘却して、悪しき経済主義や生産力論的偏向に陥っている。

ところで、地域的不平等論の意義が地域間の支配・従属関係の解明にあるとすれば、それは、「都市と農村の対立」「都市による農村の支配」の問題と深くかかわってくることになる。だが、ここで、「都市と農村」の問題を、単純に、工業地域と農業地域の問題に解消してはならない。「物質的労働と精神的労働との最大の分業は都市と農村との分離である」⁽²⁴⁾といわれるように、「都市と農村の対立」とは、精神的労働と物質的労働の対立の地域的表現にほかならないからである。今日、それは、大都市圏域への行政機能、企業管理機能、金融・流通機能、研究・教育機能、芸術・文化機能の集積・集中、地方圏域への安い労働力・土地(水)・資源をもとめての生産機能の外延的膨張となつてあらわれている。地域的不平等論の最大の功積は、「資本主義の地域的集中と外延的膨張の傾向」⁽²⁵⁾を検出することによって、このような現代における「都市

と農村の対立』の分析に、重要な方法的手がかりを与えたことにあるといわなければならない。この点からみれば、「地域間不平等」を「機能地域」のカテゴリーにおいてとらえることを主張し、「等質地域」概念による不平等の把握を不適当だとする川島哲郎氏の立場⁽²⁶⁾には賛成しがたい。むしろ、次のように述べて、機能地域的視点と等質地域的視点との統一的把握を主張する矢田俊文氏のほうが、この点に関するかぎり説得的であるように思われる。すなわち、「一国の地域構造の総体を把握する場合、それがたとえ経済主体間の価値収奪や成長速度の差異の仮象であっても、『地域間の価値収奪や不均等発展』として現象する以上、等質地域間の経済関係分析は不可欠であろう。こうした経済関係が、機能地域間の経済構造のアンバランスを加速するとともに、経済力の局地的集積・集中をも強化することを軽視すべきではないであろう」⁽²⁷⁾。

地域間の支配・従属関係あるいは「都市と農村の対立」というばあい、われわれはそれを単純に、中央と地方、都市圏と農村圏、先進地域と後進地域といった二分法によって把握するわけにはいかないことはいうまでもない。そのような単純な二分法によってとらえるには、現実はあまりにも複雑である。すくなくともわれわれは、チューネンの「孤立国」にみられるような同心円的構造ではなく、「必ず二つ以上の地点の間の経済交流、地域的な再生産構造として形成される」⁽²⁸⁾ところの重層的構造としてとらえる必要があるだろう。関田英里氏はこれを、かつて、「らせん状の五重層構造」として次のように表現した。

「資本蓄積が『都市と農村の対立』を再生産し、いっそうの強蓄積をすすめる独占と国家の支配が、それを全国土のうえに重層的に展開し、拡大している。そのこととの関連で、『過疎』の農山漁村地域をとらえようとする観点が専門をこえてみな共通のものになった。それをさらに発展させたのが、つぎのような観点である。

——地域を以下のようならせん状の『五重構造』においてとらえる。——

- (1) 国際的には『アメリカ——日本——東南アジア』
- (2) 全国的にみて『中央地帯と東北・西南地帯』
- (3) 中国・四国でみて『瀬戸内地域とその他の地域（山陰・太平洋側地

域)』

(4) 高知県でみて『高知市とその他の地域』

(5) さらに高知県内で『中央地域と西南(幡多)地域と東部地域』

これらの五重構造は『高度経済成長』期の産業構造の不均等発展、それを地域にしぼりつけた地域の不均等発展(重化学工業地域と農業地域の対立、支配と従属)がもたらしたものであるとともに、七〇年代において、政府と独占によって拡大再生産されているのである⁽²⁹⁾と。

ここにみられる方法の特徴は、らせん状の五重層構造をいわゆる「等質地域」=産業地域の観点からまずとらえているということであり、同時にそれを「機能地域」=経済圏とほぼ重なるかたちで重層的に構想しているということであり、そしてなによりも重要なことは、そうした重層構造をなす経済圏を諸々の諸機能の地域内循環によって機能的に統一された地域として描きだすのではなく、「都市と農村の対立」あるいは地域間の支配・従属関係の重層的展開として把握していることである。ここに示された方法こそ、今後さらに発展させられるべきものであろう。矢田氏が強調するように、「国民経済の地域構造の形成論理のなかで個々の地域を科学的に位置づけることなくして、有効な『地域政策』を提起することはできない⁽³⁰⁾。そして、地域的不均等論が開拓してきたらせん状の重層構造といった地域把握こそ、「個々の地域の科学的な位置づけ」に最もよく資するものとなるにちがいないのである。

(2) 地域的不均等と地域問題

さて、地域的不均等は地域問題の発生とどのようにかかわっているのでしょうか。この点にかんして、「いうまでもなく、地域的不均等論から導かれる地域問題は、地域問題のすべてではないし、従って地域開発政策の契機や内容のすべてを説明するものではない。しかし、かなりの基本問題が地域的不均等論によって説明できることも確かであって、地域経済の不均等発展の理論は、地域問題論および地域開発論との連関の中で展開されなければならないのである⁽³¹⁾」という中村剛治郎氏の指摘はきわめて正鵠を射たものであるといえるで

あろう。問題は、地域問題をどのように把握するかである。地域問題についての理解の水準が、提起される地域政策の質を決定するという意味で、この点はきわめて重要である。

たとえば、川島哲郎氏にとっては、地域間不平等そのものが地域問題の本質である。すなわち、「総合的な人間福祉の観点からみた諸機会の平等こそ問題であって、経済的平等はその一部を構成するにすぎない」⁽³²⁾のであるが、経済的不均等によって諸機会の平等が失われることこそ、氏にとっては地域問題なのである。したがって、この地域問題を解決するためには、①就業にかんする機会均等、②地域間の産業構造の接近、③国内資源の有効利用、④消費・サービス関連産業の人口に応じた配置、⑤公害や自然環境の損壊や喪失の犠牲負担の平等化などによって、地域間の経済構造の平等化をはかる必要があるということになる⁽³⁸⁾。だが、これは、先にもふれたように、まさに地域的不均等の単純な裏返しとしての地域均等化の主張であり、ややもすると、産業の地方分散によって、国土資源の収奪と自然破壊を拡散しようとする、政府の地域開発政策と同一の論理に陥りかねない弱点をもっている。

矢田俊文氏は、現代資本主義のもとでの地域構造がひきおこす「地域問題」を、以下の4点にまとめている。すなわち、①巨大都市圏や太平洋ベルト地帯の経済的「繁栄」と農山漁村の「停滞」の累積的拡大、②都市問題や過疎問題にみられるような、生活圏の未整備による労働力の再生産の困難、③「産業地域」と経済圏との基本的なずれ、つまり真の意味で経済地域が確立していないこと、④国土の非有効利用と破壊。ここには、川島哲郎氏のものと同くравて、はるかに現実的で納得のいく「地域問題」の説明があたえられている。だがしかし、同時に、「都市の繁栄と農村の貧困という極めて限定された問題」⁽³⁴⁾に地域問題が矮小化されていることや、生活圏の問題がたんなる労働力の再生産に限定されていること、さらには、重化学工業の各経済圏へ均等配置といった、やや機械的・画一的方策によって真の「経済地域」の確立をめざすことになるなどの弱点がふくまれている。

これらにたいして、地域的不均等のひきおこす地域問題の本質を深く抉りだ

し、提起されるべき地域政策との関連で最も説得的にこれを展開したのは中村剛治郎氏であったように思われる。中村氏は、論文「地域経済・地域問題・地域開発——基礎的視角にかんする一試論」(『現代と思想』第31号、1978年)のなかで、地域問題の本質について、およそ次のような理解を示している。すなわち、自然的環境・資源・生活環境・生産環境・産業構造・管理をめぐる地域性の確保によって成り立つ共同社会の基礎的拠点としての地域、自由な諸個人の統合空間としての地域、人間の全面的発達に適合する形態で自然と人間の物質代謝がおこなわれる場としての地域、このようなものとしての地域の視点から人間の生産と生活を組織することに失敗するとき、そこに地域問題が発生すると。このことは、生産と消費の社会化が高度に発展した現代においては社会主義国家においてさえ起こりうる問題であるが、とりわけ今日の資本主義国家においては、「最大限利潤を追求する独占資本の経済活動の空間的展開(資本の立場からみた地域)」⁽³⁵⁾によって必然的に発生するものである。——ここでは、人間の全面的発達、自由な諸個人の交流と結合、地域性によって成り立つ共同社会といった、より基本的立場から地域というものがとらえられ、そうした地域が資本によって解体されるところに地域問題が発生するという、きわめて本質的ですぐれた理解が表明されている。われわれは、このような中村剛治郎氏の提起をうけて、地域問題を次のように定義することができるであろう。地域問題の本質は、資本の地域的集積・集中と外延的膨張によってひきおこされる地域的不均等、すなわち地域間の支配・従属関係＝「都市と農村の対立」の国民経済内部における重層的な展開の結果、人間の全面発達の場・自由な諸個人の交流と結合の場・共同社会の基礎的拠点としての地域が解体されることにある、と。こうした地域問題は対立する都市と農村の両面にあらわれる。

私は、かつて、過疎問題を現代的貧困の農山村地域における地域的表現として、次のように説明した。過疎問題の第一の、そして最も奥深い基礎は、独占による強資本蓄積の対極に展開される零細農的土地所有と零細農的経営の解体にある。第二に、それにともなって生じるところの、地域における人間的生存と人間としての全面発達の社会的自然的条件の喪失、——それが村落共同体の

崩壊と家族の解体となってあらわれる。そして第三に、土地・水・資源などといった生産・生活・行政の一般的諸条件が地域住民の手から引き離されて、国家的独占によって補強された金融資本の強蓄積の手段に転化し、同時にまた、水道、道路、病院、保健所、学校、保育所、老人ホーム、障害児者施設などの生活の共同施設が、官僚主義と営利主義のもとにおかれ、独占と国家による地域生活管理の手段としての役割を果すようになること、——こうしたことが過疎問題の本質をなすと⁽³⁶⁾。これは、「都市と農村の対立」によってひきおこされる地域問題の農山村における現象を一応説明したものである。

私は、今のところ大都市圏における現代的貧困の地域的表現としての都市問題について、十分な具体的表象と実証的検討をもちあわせていない。だが、おそらく農村問題と表裏の関係にある都市問題を、過疎問題と同様の手法によって把握することができるのではないか、という仮説をたてることはできる。すなわち、大都市圏における現代的貧困化の地域的表現としての都市問題の、まず第一の内容は、都市における行政、管理、金融、流通などの諸機能の巨大な集積・集中の対極に展開されるところの中小企業、地場産業、零細自営業、そして農業の衰退と解体にある。これは、ついには、巨大企業の生産的諸機能の衰退・停滞・崩壊にまで及ぶ。第二に、それにともなって生じるところの人口の賃金労働者化、絶えず移動＝流動してやまない賃金労働者群の巨大な集積、低賃金・長時間労働・労働強化・住宅難・長時間通勤などによってひきおこされる人間的発達の諸条件の喪失——それは地域の商店街を中心に形成されてきた下町や近郊農村における村落共同体の崩壊と家族の解体となってあらわれる。そして、第三に、都市においてはなによりも土地が国家によって補強された金融資本の投機と利潤獲得の手段となり（住宅問題・交通問題の本質はここにある）、保育・教育・医療・福祉・文化・芸術など生活の共同的諸条件が営利主義と官僚主義のもとにおかれ、独占と国家による住民管理の手段になる。こうしたことが都市問題の本質をなすと。

このように、資本の地域的集積・集中と外延的膨張の運動は、「都市と農村の対立」を全国土の上に重層的に展開し、小生産者の賃金労働者への転化と

「過密」・「過疎」をともなう人口の激しい流動化をひきおこし、地域共同体と家族の解体を促進するとともに、生産と生活の一般的諸条件を資本蓄積の手段に転化し、営利的・官僚的住民管理を強化する。こうして、全体として、人間の全面発達の間としての地域、自由な諸個人の交流と結合の間としての地域、共同社会の基礎的拠点としての地域が解体される。ここに地域問題の本質があるとすれば、これを解決するための地域政策の要諦は、まずなによりも、人間発達の間＝共同社会の基礎的拠点としての地域共同体（コミュニティ）を新しい諸条件のもとで高次再生することではなければならない。内発的地域発展の構想は、まさにこのような脈絡のなかに位置づけられなければならないものであろう。

では、地域的不均等のひきおこす地域問題の解決策として、内発的地域発展論はどのような意義と可能性をもつものであろうか。

III 内発的地域発展論の意義と限界

「はじめに」で述べたように、「内発的地域発展論」をめぐるはようやくその理論的検討が始められつつある。成瀬龍夫氏の論文「地域づくり論の現状と展望——「内発的発展」論の検討を中心に——」（『地域と自治体』第13集、1983年）はその代表的なものであろう。最後に、われわれは、この論文における成瀬氏の提起を受けつつ、内発的地域発展論の意義と可能性と限界について検討しておくことにしよう。

成瀬論文は、内発的地域発展論が「沈滞気味の地域づくり論に一定の新しい息吹を与え」たこと、地域開発のあり方を「外来」型と「内発」型に分けるといった「斬新な理解」が提起されていることなどを高く評価した上で、次のようないくつかの疑問をなげかけている。

第一に、地域内での産業連関や経済循環を拡大していくことがのぞましいにしても、現代の生産と消費は高度に発達した地域間の分業と協業のもとに編成されているのであって、こうした広域的な地域間の分業や協業のあり方、その

調整の問題を同時に考える必要があるのではないか。

第二に、国民経済的視点からみて、大企業の海外資本輸出による過剰資本処理を放置したままで、個々の地域の力による雇用失業問題の解決や地域経済の活力の回復が果してどの程度可能であろうか。今日の経済危機打開のためには、国民経済と地域経済のいずれの視点からも経済民主主義的な政策枠組みの形成と展開がもとめられている。

第三に、こうした「内発」的な地域づくり運動は政府・財界の新しい地域管理方式にとり込まれる可能性もあるが、これをわが国の次の段階における地方自治の民主的発展の地域的原動力に転化するためには、誰が、いかなる展望のもとにこの運動を組織するかが重要である。その点とかかわって、今後、協同組合的住民運動の役割がますます大きくなるであろう⁽³⁷⁾。

ここでは、①地域内経済循環と地域間分業の調整問題、②地域経済視点と国民経済視点の統一問題、③内発的地域発展の主体の問題、といったきわめて重要な問題が提起されている。そして、これらは、従来の地域的不均等をめぐる論争とも密接にかかわる問題でもある。だが、われわれは、これらの諸問題の検討に移るまえに、内発的地域発展論の積極的意義についてあらためて確認しておこう。

内発的地域発展は、次のような特徴をもつといわれている。

第1に、地元住民の創意工夫を重視し、外来企業や政府の補助金を当てにしない。

第2に、地域的な需給を中心として、国際国内市場への輸出入は二次的とする。

第3に、個人や個別企業の利益から出発しながらも、それだけでなく他のグループについてはコミュニティの発展を考える。

第4に、産業開発を環境保全・教育・文化・医療などと一体のものとする⁽³⁸⁾。

内発的發展論は、まずなによりも、資本の集積・集中と外延的膨張をくりかえす資本の投資戦略、およびそれへの追随としておこなわれてきた国家的地域

開発政策への痛烈な批判と反省をふまえたものである。外来の資金や技術に依存するのではなく、あくまでも地域の資源を活用し、地域の技術や資本を生みだしていこうとする発想は、地域開発における自治の原則をあらわしたものといえよう。

地域内需給を優先させて国際国内市場への輸出入を二次的とする考え方には、産業の不均等發展、および産業の特定の地域へのしぼりつけによる地域的不均等を克服して、できうるかぎり地域經濟の自立的發展をめざそうという意図がふくまれている。これは、全国土の上に重層的に展開される「都市と農村の対立」を、市町村といった地域のレベルから、すなわち下から克服していこうとする試みであるといつてよいであろう。それは地方自治をささえる地域經濟の自立の原則である。

第3にあげられている特徴は、地域内外の競争を克服して、地域内・地域間の共同と連帯をつくりあげるという問題である。もちろん、發展は個人や個別企業の發展なしにはありえない。だが重要なことは、個人や個別企業の發展をいかにして地域全体へ、地域をこえて全国にひろげていくかであろう。その意味では、内発的地域發展論は、まさに自由な人間の交流と結合、共同社会の基礎的拠点としての地域の形成をめざすものである。これは地域づくりにおける共同の原則である。

最後に、産業開発と環境保全・教育・文化・医療との一体化とは、まさに、人間と自然との物質代謝を、地域における人間の全面發展の見地から組織しようとするものにほかならない。これは、人間發展の原則による地域づくりの構想であるといえよう。

このような自治・自立・共同・人間發展の原則による地域づくりとしての内発的地域發展は、地域的不均等のもたらす地域問題の解決に重要な手がかりをあたえるものといつてよいであろう。

だが、成瀬氏も指摘するように、内発的發展論には検討されるべきいくつかの重要な問題がふくまれている。

第一の地域内循環と地域間分業の調整問題は、とりわけ都市における内発的

発展を考へるばあいに重要となる。宮本憲一氏自身も、先の第3の特徴に関連して、「これは都市圏の場合にはなかなかそういうわけにはいかない。都市型産業というものはもともと輸出型産業であり、初めから自給型というようにはいかないと思う」⁽³⁹⁾と述べて、大都市圏における「地域内需給の重視」あるいは「地域内経済循環の拡大」などを構想することの困難性を半ば認めている。とはいえ、われわれは都市圏における地域内産業連関や経済循環を全く否定することはできない。たとえば第1表に示された大阪府の事例のように、大都市圏域においても、原材料・資材・部品等の購入、出荷、受託加工、外注・下請

第1表 大阪府企業の取引先所在地域

	大 阪 府 内	大 阪 府 下	近 畿	その他 地 域	外 国
原材料・資材・部品 等の購入先	89.7	70.9	38.9	38.6	8.7
出 荷 先	78.2	71.8	60.5	69.1	22.2
受 託 加 工 先	65.4	58.2	41.2	35.8	1.3
外 注・下 請 先	71.7	77.8	31.3	19.5	1.0

資料：大阪府委託、大阪商工会議所調査「大都市圏工業立地制度のあり方に関する調査」（昭和58年3月）より作成。

（注）重複回答

（出所）大阪府編『大都市産業の新たな展開』（大阪経済白書昭和58年版）136 ページ。

などを通じて、市域・府域内のきわめて密接な地域的連関がみられるのである。このような密接な地域的連関のなかで、諸企業の共同によって、地域技術の開発、地域市場の開拓、地域的金融・流通の整備、地域消費との結合などをいかにして促進するかということは、十分今後検討すべき問題であろう。しかし、それにしても、地域住民の生活と密接に関連した「地域産業」は別としても、特殊な農産物の生産や全国（世界）市場めあての地場産業、機械工業や素材供給型の重化学工業などにおいて、特定の経済圏をこえた地域間の分業と協業がおこなわれることは当然のことである。今日、こうした産業の地域間分業を否定して、すべての地域に全く同一の産業配置をおこなうなどということは

幻想でもあり、また誤りでもあろう。ただ、矢田氏の発想を借りて言うならば、基礎的生活圏としての市町村、あるいはさらに狭域の区や町を単位とする機能地域＝経済圏の確立をはかるとともに、それと整合的に、かつそれらの経済圏に活力を与えるような産業地域の發展をはかるとは必要である。しかし、そのばあい、重要なことはあくまで内発的發展の論理にしたがってこれをおこなうことであり、「重化学工業の各経済圏への均等配置」などという画一的・機械的の方策は決してとられるべきではないであろう。おそらく、地域間分業の調整、経済圏と整合する産業地域の形成については、市町村を補完し産業行政の中軸をになう府県の役割がきわめて大きくなるにちがいない。

第二の地域経済視点と国民経済視点の統一問題は、内発的地域發展の方向にもかかわる重要な問題である。たしかに、成瀬氏の指摘するように、内発的地域發展を確実なものにするためには、大資本にたいする民主的規制が必要である。それだけではなく、エネルギー・交通部門における民主的国有化の推進⁽⁴⁰⁾、公共投資の総合的・計画的・民主的配分⁽⁴¹⁾、地方自治を確立するための民主的行財政改革、さらに、保育・教育・医療・福祉にかんする総合的・民主的政策の拡大などが必要となろう。このような全国的レベルの経済民主主義の実現によってこそ地域の内発的發展が真に保障されるようになるであろうことは確かである。だが、このような全国的レベルの経済民主主義がまだ実現していない段階で（あるいはそれが後退する傾向さえみせている状況のもとで）、いかにして地域の再生と發展をはかるのか、その手がかりと道筋を示したところに、内発的地域發展論の意義があったのではないだろうか。ただ、そうであるがゆえに、内発的地域發展論は、全国的な経済民主主義を実現させる方向にむかうのではなく、逆にそれをおしとどめる役割を果すことにもなりかねない。その意味で、内発的地域發展の担い手がその意義と限界をどれだけ正確に認識しておくかが決定的に重要となるであろう。この点は、第三の、内発的地域發展の主体の問題とも深くかかわってくる。

内発的地域發展の要諦が住民自らの工夫と努力による産業振興にある以上、その担い手は概して地域の小生産者（農民・都市自営業者）や資本家（中小企

業経営者) にならざるをえない。彼らこそ、地域に定住し、技術や資金をもち、誰よりも地域の発展に強い関心をもっているのであるから、けだしこれは当然のことである。内発的発展の動きが小生産者の比重の高い農山村から始まっていることも必然的であったといえるであろう。だがそれだけに、内発的発展の主な担い手の性格からして、それが保守的政治基盤の強化や再編成につながりやすいことも確かである。そうするのではなくて、内発的地域発展を全国レベルの経済民主主義実現の方向に結びつけるには、地域において労働者階級と小生産者の民主主義的連帯をつくりだしていく以外にはないであろう。地域の労働者、とりわけ地域関係労働者(自治体労働者、農協・生協労働者、交通労働者、教育・医療・福祉労働者等々)、そのなかでも階級的・民主的労働組合に組織された労働者が、内発的地域発展の運動に参加し、その担い手となり、指導的役割を果たすことが決定的に重要となるであろう。この点にかんして、私はかつて次のように書いたことがある。

「零細農的土地所有の解体と農民のプロレタリア化は、他面では農民と労働者の融合、農民が労働者階級の組織的指導を受け入れることの客観的条件をつくりだす。古い地域共同体と家族の解体は、他方では新しい民主的自治組織と家族の再建の可能性となってあらわれる。そして、道路・鉄道、水・電力、農業機械や工場などは、一定の条件のもとでは地域経済の自主的発展の手段に転化させることができる。問題は、地域自治体が、労働者・農民・地域住民の結合した組織力の形成を助けながら、いかにして民主的自治体としての機能を発揮するか、また、金融資本による地域支配を規制して、いかに生産・生活・行政の一般的条件たる土地・水・資源の管理と統治の力量を発揮するかにかかっているといえるのではないだろうか」⁽⁴²⁾と。

資本の地域的集積・集中と外延的膨張の運動は、一方で地域的不均等＝「都市と農村の対立」の重層的展開を促すが、他方でそのことを通じて「都市と農村の対立」を克服する物質的・主体的諸条件をも成熟させずにはおかない⁽⁴³⁾。内発的地域発展の構想とは、そのような諸条件のもとで、大都市圏においても農山村圏においても、それぞれの地域において「都市と農村の対立」を克服

し、農業と工業との有機的結合をはかり、都市的住民と農村的住民の交流と連帯をつくりだすための一つの手がかりをあたえるものである⁽⁴⁴⁾。その意味で、地域における労働者階級と小生産者の連帯をどのように組織するか、そのために自治体、とりわけ自治体労働者がどのような役割をはたすかが、内発的地域発展の帰趨を決する分岐点となるにちがいない。そして、このことこそ、内発的発展の運動をとりこみながら、地域間競争、地域間機能分担、国土資源活用、民間活力導入などを組織することによって資本蓄積の新たな基盤をつくりだし、地域的不平等＝「都市と農村の対立」の新たな拡大にみちびこうとする政府の地域開発政策にたいする、一つの歯止めとなるにちがいないのである。

注

- (1) 宮本憲一『現代の都市と農村—地域経済の再生を求めて』日本放送出版協会、1982年、243～244ページを参照。
- (2) 長洲一二・中村秀一郎・新野幸次郎編著『地方の時代と地域経済』ぎょうせい、1982年、185ページ。
- (3) 国土庁計画・調整局編、人と国土シリーズ1『定住構想と地域の自立的発展』1983年、49ページ。
- (4) 同上。
- (5) 宮本憲一「日本における地域開発の現段階」（自治体問題研究所編『地域と自治体』第13集、1983年）35ページ。
- (6) 成瀬龍夫「地域づくり論の現状と展望——『内発的発展』論の検討を中心に——」（同上第13集）。
- (7) 以上は、矢田俊文「地域的不平等論批判」（『一橋論叢』第79巻第1号、1978年）からの引用と要約による。
- (8) 矢田俊文「地域経済論における二つの視角」（『経済志林』第48巻第4号、1981年）350ページ。
- (9) 矢田俊文「産業配置と地域構造・序説」（『経済地理学年報』第28巻第2号、1982年）3ページ。ただし、この4分野の内容は、野原敏雄・森滝健一郎編『戦後日本資本主義の地域構造』汐文社、1975年の序章「経済地理学の課題と方法」（矢田俊文稿）のそれとは大幅に変更されている。前の論文においては、産業配置論は生産配置論となっていて、ここでは生産と分配の地理的配置の現象としての地域的不平等発展がとりあつかわれることになっていた。また地域経済論は経済地域論となっていて、経済地域の形成、地域間の対立ないし支配従属関係、経済地域内部の経済構造などの明解

が課題とされていた。地域的不均衡発展(ないし地域的不均衡)が論じられる分野が1つずれているわけである。これは、たんなる生産と分配の地理的配置の現象としての地域的不均衡ではなく、地域間の対立ないし支配・従属関係の問題としての地域的不均衡が意識されはじめていることを表わすものではないであろうか。

- (10) 矢田俊文「産業配置と地域構造・序説」7ページ。
- (11) 同上, 10ページ。
- (12) 同上, 11ページ。
- (13) 矢田俊文「地域的不均衡論批判」97ページ。
- (14) 矢田俊文「産業配置と地域構造・序説」12~13ページ。
- (15) 同上, 13ページ。
- (16) 矢田「地域的不均衡論批判」88ページ。
- (17) 矢田「産業配置と地域構造・序説」14ページ。
- (18) 同上。
- (19) 同上, 18—19ページ。
- (20) 同上, 15ページ。
- (21) 島 恭彦『現代地方財政論』(島 恭彦著作集第4巻, 有斐閣, 1983年) 18ページ。
- (22) 同上, 21ページ。
- (23) 同上, 9ページ。
- (24) マルクス・エンゲルス『ドイツ・イデオロギー』古在由重訳, 岩波文庫版, 73ページ。
- (25) 島 恭彦「地域開発の現代的意義」(島 恭彦著作集第4巻) 235ページ。
- (26) 「しかし等質概念では、……たとえば所得の地域格差といった種類の地域間不平等の把握は可能であっても、地域間の産業構造の不均衡などという種類の不平等の把握には適さない。……云々」(川島哲郎「地域間の平等と均衡について」『経済学雑誌』第79巻第1号, 1978年) 14ページ。
- (27) 矢田俊文「地域経済論における二つの視角」, 345ページ。
- (28) 島 恭彦「地域開発の現代的意義」(『著作集』第4巻) 236ページ。
- (29) 関田英里「高知県政研究——過疎地域における『地域開発』の現実と展望——」(『地域と自治体』第4集, 1976年) 110~111ページ。この論稿は高知自治体問題研究所における共同研究の成果をまとめたものである。ただし、このらせん状の五重層構造についての発案は、川島哲郎高知大学名誉教授によるものである。
- (30) 矢田俊文「地域経済論における二つの視角」, 350ページ。
- (31) 中村剛治郎「地域経済の不均衡発展と地域問題・地域開発(1)」(大阪市立大学『経営研究』第136号, 1975年) 88ページ。

- (32) 川島哲郎, 前掲論文, 4 ページ。
- (33) 同上, 11-12 ページを参照。
- (34) 中村剛治郎, 前掲論文, 88 ページ。
- (35) 中村剛治郎「地域経済・地域問題・地域開発——基礎視角に関する一試論」(『現代と思想』第31号, 1978年) 117 ページ。
- (36) 重森 暁『地域と労働の経済理論』青木書店, 1981年, 20-25 ページ。
- (37) 成瀬龍夫「地域づくり論の現状と展望」(『地域と自治体』第13集) 46-50 ページ。
- (38) 宮本憲一「大都市圏再生への道」(南大阪研究会編『地域を創る』学芸出版社, 1982年) 39-41 ページを参照。
- (39) 同上, 39 ページ。
- (40) 「都市と農村の対立」を止場するための民主的国土計画と鉄道の民主的国有の推進の関係について, 私は「戦後日本の国有企業」(『講座・今日の日本資本主義』第5巻, 大月書店, 1982年, 323-326 ページ) で若干ふれている。
- (41) 島 恭彦氏は, 『現代地方財政論』のなかで, 「現代の政治が経済文化の地域的不平等に対してどのように対処しているかは, 公共事業の計画及び配分を見ればほぼ察知出来るだろう」(『著作集』第4巻, 37 ページ) として, 公共事業(土地開発, 森林蓄積, 民生施設など)の地域的配分について詳細な検討をおこなっている。その際, 重要な前提となっていたのは, 「経済安定本部が, 国費で行われる一切の公共事業の計画と一般的監督の責に任じ, 「各行政間のセクショナリズムやアナキーを克服しようとする試みがなされている」(同 37 ページ) ということである。それでも, 「公共事業の配分の現状は, ……せいぜいのところ不均等発展によって生み出される当面の矛盾を若干緩和するものに過ぎないこと, また『後進地』への公共事業費の配分があるとしても, それは大都市に対する食糧原料の供給地としての意味に於いてであり, むしろ地域間の支配従属関係を強化する役割をもつ」ものであった(55 ページ)。しかし, その後経済安定本部は1952(昭和27)年に廃止され, 公共事業の配分は, 大蔵省による統制と各省庁セクショナリズム, 官僚と民間大資本との癒着構造, 地方自治体の下請機関化などのもとにおこなわれることとなった。そのことが地域的不平等をますます拡大する結果となっているのである。
- (42) 重森 暁『地域と労働の経済理論』28 ページ。
- (43) 日山 宏氏は, 「地域経済の発展のなかに労働の社会化の発展の法則の地域的に具体的な発現形態を見出すという方法」を提唱し, 「労働の社会化の発展の法則の発現の地域的に具体的な形態の特徴を不断の都市化と住民のプロレタリア化とその地域的連帯の発展とみる見地」を強調している(「地域経済論の方法についての二・三の問題」『現代経済学の諸問題』熊本商科大学開設10周年記念論文集, 1978年, 210 ページ)。

ジ)。これは重要な視点である。ただ、氏のいう「労働の社会化の地域的形態」の説明はやや一般的であって、地域的不均等＝「都市と農村の対立」の深化のなかでどのようにその克服条件が成熟していくのか、その真の克服への具体的条件はなにかが検討される必要がある。この点では、主として貧困化と人間発達の関係を論じた基礎経済科学研究所編『人間発達の経済学』青木書店、1982年が参考となる。

- (4) 宮本憲一氏は、「都市と農村の対立の解消——大都市の死滅という場合に三つの解法がある」として、次の三つをあげている（宮本憲一「現代思想と都市」『市民社会の思想』御茶の水書房、1983年、666—667ページ）。

「第1は、文字どおり国土に事業所や人口が平均的にばらまかれるという状況である」。

「第2は、ハーワードの『社会都市』のようなもので、中小都市を連合させ、その中に農村をくみいれていくという方法である」。

「第3は、都市と農村の多様な現状、歴史的・心理的な実在をいかし、むしろ大都市圏の広域化によって、両者の区分が不明確になった面と過疎化によって共同体が崩壊した面の両面を是正しながら平等な自治体としての両者の相互依存のあり方を考えるということである。」

この3つの方法のうち、現実的なのはおそらく第2と第3の組みあわせであろう。地方圏においては、いくつかの中小都市と農村の結合が必要である。大都市圏においては、宮本氏のいうように人口2～30万人の自治体への分割（あるいは人口10万人くらいの単位の区への自治権の大幅な移譲）、大都圏域内部における都市と近郊農村の結合、これらによる都市的・区域および農村的区域の双方における共同体（コミュニティ）の再建が必要であろう。いずれにせよ、重要なことは、それぞれの地域における内発的発展の試みと、そのための主体形成である。